

横浜市立緑が丘中学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月 24 日策定（令和 5 年 3 月 1 日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

《いじめの定義》

法的第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは、温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害因子となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会の設置」

《委員会の構成員》

構成員は、校長、副校長、学年主任、教務主任、生徒指導専任、生徒指導部長、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。校長が委員長となり、生徒指導専任が運営する。

《委員会の運営》

- ・基本的に週に 1 回程度委員会を開催し、情報の共有をはかる。
- ・いじめに関する事案が発生した場合は、速やかに対策委員会を開催する。
- ・生徒指導専任は、対策委員会を運営するとともに会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。
- ・校長は学校として組織的に対応方針を決定する。

《委員会の活動内容》

- ・いじめに関する対応を対策委員会で検討する。その際、一部の職員だけでの対応にならないよう対策を検討する。
- ・いじめの通報を受け、いじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の確認を行うための措置を講じ、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援、及び、いじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・生徒指導専任は、関係機関との連携が必要な場合は、速やかに相談や連絡をとる。
- ・生徒指導専任、特別支援コーディネーター、養護教諭は、心のケアが必要と判断した場合は、SCやSSWと連携し適切に対応する。
- ・対策委員会は、いじめ事案発生から経過を観察し、事案が収束しても慎重に見守り、再発防止につとめる。
- ・対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

《いじめの未然防止》

- ・人権教育、道徳教育を推進し、いじめが起きにくい環境作りやいじめを許さないという態度を育てていく。
- ・生徒指導専任・生徒指導部は、インターネットを通じて発生するいじめの未然防止に努める。(入学式や説明会・懇談会等での講話、情報モラル資料の配布)
- ・生徒指導専任は、いじめ解決一斉キャンペーンの実施をする。(ポスター掲示、呼びかけ運動等)

《いじめの早期発見》

- ・生徒指導部長は、いじめ防止の研修会を企画・運営する。
- ・生徒指導専任は、YPアセスメントを年2回実施する。
- ・特別支援教育コーディネーターは、学校生活アンケートを実施する。
アンケートを回収し、対策委員会でいじめの実態調査を行う。
- ・生徒指導専任は、年に5回程度、生活アンケートを実施し実態調査を行う。また、そのうち2回は教育相談(4月、8月)を計画し実施する。相談後、いじめに関わる内容があった場合は、担任からの情報を対策委員会で共有する。
- ・生徒指導部は、生徒や保護者がいじめに関わる相談をしやすい環境作りを推進する。
- ・学校は、PTAに対して、いじめ相談窓口の存在を広報する。

《いじめに対する措置》

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有をはかる。
- ・生徒指導専任は、会議録を作成、保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの通報を受け、いじめを受けていると思われるときは、速やかに事実の確認を行うための措置を講じ、組織的に対応する。
- ・いじめを受けた生徒、保護者に対する支援、及び、いじめを行った生徒に対する指導、

保護者に対する助言を継続的に行う。

- ・生徒指導専任は、関係機関との連携が必要な場合は、速やかに相談や連絡をとる。

《いじめの解消》

- ・少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
 - ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

《教職員への研修》

- ・生徒指導部長は、いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識と早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

《教育懇話会等の活用》

- ・校長は「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

《年間計画》

	取組内容		取組内容
4月	生徒指導研修会、保護者説明会、地域訪問、生活アンケート実施、教育相談	学校いじめ防止対策委員会（週1回・随時） いじめの認知・支援方針の決定	10月 生活アンケート実施
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施 （記名式アンケート・教育相談）		11月 いじめ解決のための生活アンケート実施 （一斉キャンペーン）
6月	特支アンケート実施、学家地連		12月 個人面談、人権週間、いじめ解決一斉キャンペーン
7月	個人面談、生活アンケート実施、横浜子ども会議 （中学校ブロック）		1月 生活アンケート実施
8月	生活アンケート実施、教育相談、横浜子ども会議（緑区）		2月 YPアセスメント実施
9月	YPアセスメント実施		3月 年間の振り返り、新年度への引継ぎ
			学校いじめ防止対策委員会（週1回・随時） いじめの認知・支援方針の決定

☆道徳教育、人権教育で適宜いじめに関することを扱う。

☆いじめ防止対策委員会（週1回程度）

4 重大事態への対処

《重大事態の定義》

・いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

《発生の報告》

・学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

・学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年 3月24日策定

平成30年 2月 1日改定

平成31年 3月 1日改定

令和 3年 3月 1日改定

令和 5年 3月 1日改定

*令和5年度についても、新型コロナウイルスの影響もあり、年間計画を適宜変更しながら進めていきます。